

特定非営利活動法人忠岡町庭球連盟

【定款】

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人忠岡町庭球連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府泉北郡忠岡町忠岡北2丁目1番16号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域の不特定多数の方を対象に、福祉、教育、文化など生活の質の向上と活性化を目標に、テニスを中心としたスポーツの振興を通して街づくりの促進と青少年の健全育成を図り、スポーツ活動実践を通じてスポーツ文化の啓発、生涯スポーツに関する研究を深めるとともに、あらゆる民間機関、団体と企業及び政府・地方公共団体とのパートナーシップの確立を目指し、都道府県及び市町村の公共機関が開催するテニス企画の運営支援や他の地域との交流を通じて、年代を問わず福祉の増進活動と広く社会の公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) 街づくりの推進を図る活動。
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (5) 子どもの健全育成を図る活動。
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域青少年テニス選手育成事業。
- (2) 地域住民のためのテニス教室事業。
- (3) 各種テニス交流事業。
- (4) その他第3条に掲げる目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、積極的に当法人の運営に当たる個人であって、総会にて承認された者。
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動に協力する個人であって、総会にて承認された者。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して経済的援助を目的として入会した個人及び団体であって、総会にて承認された個人又は団体。
- (4) 名誉会員 この法人にて功労のあった者で総会において推薦された個人又は団体。

(入会)

第7条 名誉会員以外の会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 名誉会員は本人の同意をもって入会したものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、定められた入会及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員及び理事会で指名した会員についてはこれを免除できる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が、次の事項のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき、この法人が解散したとき。
- (3) 会費を期日までに納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、この会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- (3) 会員の名誉を傷つけ、又は誹謗中傷したり、会員間の離反を扇動したとき。
- (4) 理事の注意、助言にもかかわらず、この法人の運営を著しく妨害したとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、原則として返還しない。ただし、やむえず返還する場合は、理事長がこれを判断する。

第 3 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。役員は正会員から選任する。

- (1) 理事3人以上10人以下。
- (2) 監事1人以上2人以下。

2 理事のうち、1人を理事長、必要に応じ複数人を副理事長とする。

なお、理事長を会長、副理事長を副会長と称することができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含むことになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事ができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長がかけたときは、理事長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、この定款の定め、理事会及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現認者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前 2 項の規定にかかわらず、任期末日において後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

（欠員補充）

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 号 役員は、その総数 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は理事の互選とする。
- 3 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 総 会

（種別）

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

（構成）

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の者が傍聴する場合、前もって住所、氏名及び傍聴の目的を記した書面を理事長に提出し、総会にて承認されなければならない。また傍聴人は意見を述べることはできない。

（権能）

第23条 総会は、この法人の最高機関であり、以下の事項について議決する。

- （1）定款の変更。
- （2）解散。
- （3）合併。
- （4）入会金及び会費の額。
- （5）事業報告及び収支決算。
- （6）事業計画及び収支予算並びにその変更。
- （7）正会員、一般会員及び賛助会員の承認、名誉会員の推薦。
- （8）役員の選任又は解任、職務及び報酬。
- （9）その他運営に関する重要な事項。

（開催）

第24条 通常総会は、通常4月に毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- （1）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- （2）正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール、ライン等）をもって招集の請求があったとき。
- （3）第15条第4項の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール、ライン等）をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議決の決するところによる。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむお得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第57条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事長、副理事長、会計担当理事、運営委員長担当理事、事務局長担当理事及び監事をもって構成する。

（機能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) この法人の組織及び運営に関する事項。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール、ライン等）をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。なお、理事長は招集業務をもって定めた理事に代行させることができる。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール、ライン）をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用について理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することができる。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 運営委員会

(構成)

第39条 運営委員会は、正会員の中から選任された運営担当者をもって構成する。ただし、理事長、副理事長、会計担当理事及び監事を除く。

2 運営担当理事のうち、1人を運営委員長担当理事とする。また複数人を副運営委員長とする。

(権能)

第40条 運営委員会は、次の事項を円滑に執行する。

- (1) 理事会及び総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 理事会で議決を要しない運営に関する事項。
- (3) その他日常の運営に関する諸問題の解決事項。

(開催)

第41条 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員長担当理事が必要と認めたとき。
- (2) 運営担当理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール、ライン等）でもって招集の請求があったとき。
- (3) 理事会から招集の請求があったとき。

(招集)

第42条 運営委員会は、運営委員長担当理事が招集する。

- 2 運営委員長担当理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール、ライン）をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。なお、至急の場合はこの限りではない。

(議長)

第43条 運営委員会の議長は、運営委員長担当理事がこれに当たる。

(議決)

第44条 運営委員会における審査事項は、第42条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とするが、業務を適正及び円滑に遂行するため、追加、変更も差し支えないものとする。

2 運営委員会の議事は運営担当者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第45条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面或いは他の運営担当者に委任をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した者は、運営委員会に出席したものとみなす。
- 4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する者は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録及び報告）

第46条 運営委員会の議事については、必要に応じ、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 総数、出席者数及び出席者名。（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 運営委員長は運営委員会の議事について、理事長又は副理事長に報告する。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第47条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産。
- (2) 入会金及び会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収入。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) その他の収入。

（資産の管理）

第48条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第49条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第 50 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が指名した理事が作成し、理事会を経たのち、総会で議決されなければならない。

（暫定予算）

第 51 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 52 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、会計担当理事は、理事会を構成する理事のうち少なくとも2人以上の理事の承認を得なければならない。

（予算の追加及び変更）

第 53 号 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

（事業報告書及び決算）

第 54 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事長又は理事長が指名する理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 55 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第 56 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 57 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上多数による議決を経て、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（1）主たる事務所及び従たる事務所の所在地。（所轄庁の変更を伴わないもの）

- (2) 資産に関する事項。
- (3) 公告の方法。

(解散)

第58条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- (3) 正会員の欠亡。
- (4) 合併。
- (5) 破産。
- (6) 所轄庁による認証の取り消し。

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するとき、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第59条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は総会において出席した正会員の過半数をもって決した法第11条第3項に掲げる者に譲渡するものとする。

(合併)

第60条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証をえなければならない。

第9章 雜 則

(顧問)

第61条 この法人に顧問を置くことができる。顧問は総会において選任し、この法人の目的を熟知し、その発展のために尽力する。

(公告)

第62条 この法人の公告は、テニスコートクラブハウス内等の、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細則)

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

この定款は、公布の日から施行する。

付 則

この定款は、令和元年4月6日から施行する。

付 則

この定款は、令和4年4月2日から施行する。